主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人相沢岩雄の上告理由について。

手形の裏書が抹消された場合には、これを抹消する権利を有する者がしたかどうかを問わず、手形法一六条により、右裏書は記載されなかつたものとみなすべきである。所論は、独自の見解に立つて原判決を攻撃するものであるから、採用できない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

克			田	池	裁判長裁判官
助		大	村	河	裁判官
_		健	野	奥	裁判官
助	之	作	田	Щ	裁判官